

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月4日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件
奈良県県民くらし相談センター機械警備提供業務委託
- 2 入札物件の数量及び特質
奈良県県民くらし相談センター機械警備導入及び運用 一式
- 3 契約期間
契約締結日から令和13年2月28日まで
- 4 履行場所 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル
2階 214 区画(207.36 m²)
3階 311-2 区画(49.09 m²)
5階 514 区画(99.16 m²)・516 区画(54.42 m²)
6階 620 区画(290.43 m²)

第2 入札方法

- 1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。）
- 2 郵便入札の可否 否
- 3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q1「⑩建物管理・警備・受付等」のうち“機械警備”で登録のある者
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- 5 過去2年間に、国又は地方公共団体を契約の相手方として、種類及び規模をほぼ同じくする業務を2件以上受注し、完了した実績を有する者であること。
- 6 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマークの第三者認証を取得していること

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確

認を受ける必要があります。第5の3で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会 実施しません。
- 2 現場説明会 令和8年2月6日（金）11時30分 近鉄高天ビル
- 3 競争入札参加資格確認申請 令和8年2月16日（月）15時まで
- 4 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）
令和8年2月27日（金）12時締切
- 5 開札（電子入札システムによる開札）
令和8年2月27日（金）15時以降
- 6 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良県登大路町30番地
奈良県地域創造部県民くらし課安全くらし推進係
電話番号（直通）：0742-27-8704

第7 その他

- 1 入札保証金
一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。
- 3 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1） 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
 - （2） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - （3） 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
 - （4） ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
 - （5） 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
 - （6） 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
 - （7） コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

(8) 入札金額と入札金額内訳書に不整合がある入札

4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、4の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

6 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。